

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター会員等規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第5条第3項の規定に基づき、センターの会員及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 センターの会員になることができる者は、次のいずれかに掲げる者とする。ただし、事業所単位での入会を原則とし、複数の勤労者で構成する親睦会等の入会も可能とする。

- (1) 津市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主
- (2) 津市内に主たる事務所又は店舗等を有する個人事業主

(入会手続き)

第3条 センターに入会しようとする者は、所定の入会申込書兼事業所カード及び入会申込書兼会員カードを理事長に提出し、承認を得なければならない。

(会員資格の取得)

第4条 入会手続きを完了した者は、入会の承認を受けた月の翌月の初日から会員の資格を取得する。

(会員証の発行)

第5条 理事長は、新たな会員に対して、会員証を発行する。

- 2 会員は、前項の規定により発行された会員証を紛失又は汚損した場合は、会員証再発行申請書に300円を添えて申請するものとする。

(入会金)

第6条 入会金の額は、会員1人につき500円とする。

- 2 既納の入会金は、返還しない。

(会 費)

第7条 会費の額は、会員1人につき月額800円とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、提供される事業との均衡がとれる範囲において、理事長は、会費の額を別に定めることができるものとする。

- 2 会費の納入は、会員資格を取得した月からとする。

(会費等の納入)

第8条 会費は、センターへの入会申込時に指定する月数分の会費及び入会金を納入しなければならない。

- 2 会費の納入は、指定の金融機関の預金口座から自動振替、又は納付書支払いとする。
- 3 会費の振替は、原則として4月及び10月とし、振替月から6か月分を一括して前納するものとする。
- 4 前2項の規定により、納入する会費の額の算定は、振替月の1日現在の会員数に6か月分の会費を乗じた額とする。
- 5 追加入会者の会費の納入については、第1項の規定に準じるものとする。

(会費の返還)

第9条 過誤納入の会費については、返還するものとする。また、既納会費は、会員が退職、死亡又は異動などにより、当該事由が発生した月の翌月からの未経過分を返還する。

(変更届)

第10条 事業主又は会員は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地
- (2) 代表者
- (3) 会員の住所、氏名及び電話番号
- (4) 会員の同居家族
- (5) 金融機関及び預金口座
- (6) その他

(退 会)

第11条 会員がセンターを退会しようとする場合は、退会届を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、退会について理事長の承認を受けた日の属する月の末日をもって会員資格を喪失する。

(会員証の返却)

第12条 会員が退会し、又は定款第9条及び第10条による除名、資格喪失の場合は、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

- 2 前項の規定によって、会員証を返却しない場合、退会届が提出されない場合は、退会手続きを執行するものとする。

(受益の取扱い)

第13条 会員は、会員資格取得の日から、会員資格喪失の日まで、センターの事業による受益を受けるものとする。

2 理事長は、会員が会費の納付を怠った場合は、会員の受益の一部又は全部を制限することができる。

(利用の範囲)

第14条 センターの事業を利用できるのは、会員本人のほか、**家族として二親等以内の親族で、祖父母、兄弟姉妹、孫までに限るものとし、同別居は問わない。**

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年11月22日から施行する。
- 2 この規則は、平成19年2月21日、一部改正し施行する。
- 3 この規則は、平成20年4月1日、一部改正し施行する。
- 4 この規則は、平成22年4月1日、一部改正し施行する。
- 5 この規則は、平成24年4月1日、一部改正し、施行する。
- 6 この規則は、平成24年11月16日、一部改正し施行する。
- 7 この規則は、平成26年6月1日、一部改正し施行する。
- 8 この規則は、平成29年4月1日、一部改正し施行する。
- 9 この規則は、**平成31年4月1日、一部改正し施行する。**